



安全への取り組み

安心して鉄道をご利用いただくために、当社では安全輸送の完遂を経営の基底とし、さまざまな取り組みを行っています。安全統括管理者の下、安全管理の体制を整備し、教育・訓練・技術継承など従業員を対象とした取り組みや、安全を確保するための鉄道施設の整備などを日々行っています。

安全管理の体制



安全統括管理者として、「安全、安心の輸送完遂の確保」を最大の使命と考えております。当社の安全レベルを向上させるために、安全設備を充実させるだけでなく、管理体制、教育、訓練等による安全に対する意識付けを図り、鉄道会社としての社会的責任を果たしていきたいと考えております。

安全統括管理者
常務取締役事業役員 **西田 寛**

安全確保の方針

平成17年に航空機、鉄道等で事故が多発しました。それを受けて公共交通にかかわるヒューマンエラー事故防止対策として、「運輸の安全性向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法案」が施行され、運輸事業者等に常に安全を最優先する事業運営の仕組みの構築(安全管理規程の制定)が義務付けられました。これを受けて当社においても安全管理規程を制定し、安全に関するマネジメントシステムを新たに構築しました。その中で、安全第一の意識をもって事業活動をおこなう体制の整備に努めると

ともに、鉄道施設、車両および社員を総合活用して輸送の安全を確保するための基本方針を以下のとおり定めました。

- (1)安全最優先の原則の下、常に輸送の安全確保に努め、安全適切な処置をとります。
- (2)輸送の安全に関する法令および関連する規程類を遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- (3)安全管理体制を適正に運用するとともに、継続的な改善を図ります。

当社の安全管理の体制

当社では、安全統括管理者を委員長とし、鉄道部門の部長からなる「鉄道保安総合委員会」を設置し、輸送の安全確保、鉄道業の事業計画について安全・正確・迅速・快適の原則に則り審議を行っています。また、自社の事案だけでなく、他社の事例で運転保安に係る問題も議題として取り上げ、安全施策等の強化を図ってきました。なお、当社の安全への取り組みには長い歴史

があり、鉄道保安総合委員会の前身である「運転保安委員会」は昭和42年に創設され、平成17年に鉄道保安総合委員会に発展解消されるまで合計1101回開催されています。また、鉄道保安総合委員会は合計48回開催されています(平成19年3月31日現在)。

安全管理体制図

